

# 特定非営利活動法人 TEQ スポーツ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 TEQ スポーツという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市伏見区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は TEQBALL（以下「テックボール」という。）の普及、大会運営、選手育成に関する事業を行うほか、障がい者・健常者の枠にとらわれず、地域社会の大人や子どもが、心豊かな生活を送ることができるよう、必要な福祉サービスを提供することで、スポーツを中心とした健全でインクルーシブな社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業に係る事業を行う。

- (1) テックボールの普及に関する事業
- (2) テックボール競技会等の運営に関する事業
- (3) テックボール競技参加の裾野を広げる為の事業
- (4) テックボール関連物の販売事業
- (5) 地域スポーツクラブの運営に関する事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的を賛助するために入会した個人または団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～9人
- (2) 監事 1人～3人

2 理事のうち、1人を理事長、1人もしくは2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 資産の管理の方法

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 1 種とする

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報にて掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹上 洋平
副理事長	今中 庸介
理事	坂本 唯那
監事	堀 誠

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の

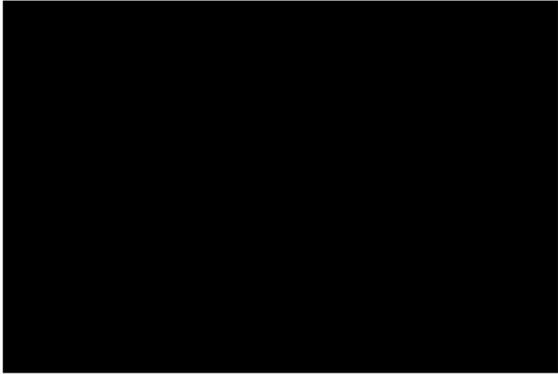
日から令和9年3月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |          |     |    |    |                 |
|----------|-----|----|----|-----------------|
| (1) 正会員  | 入会金 | なし | 会費 | 10,000円/年       |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | なし | 会費 | 10,000円/年（1口以上） |

## 役員名簿

特定非営利活動法人TEQ スポーツ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	竹上 洋平		なし
副理事長	今中 庸介		なし
理事	坂本 唯那		なし
監事	堀 誠		なし

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

スポーツを楽しむ事は、勝ち負けだけでなく、子供の健全な成長や子供から大人までの世代を超えた交流の場となります。しかし現在、子供たちのスポーツ離れも問題になっています。これは、テレビゲームの普及や子供の遊び場の不足と共に、少子化や核家族化が大きな原因の一つです。そこで私達は、少人数でも楽しくできる TEQBALL を通じてスポーツを楽しむための場の提供するとともに、障がい者・健常者の枠にとらわれず、地域社会の大人や子どもが、心豊かな生活を送ることができるよう、必要な福祉サービスを提供することで、スポーツを中心とした健全でインクルーシブな社会を提供します。

これにより、地域スポーツの活性化や子供の健全育成を図るとともに、毎年行われている世界大会やアジア大会、パラ大会へ向けての選手育成、青少年や障害者の技術向上や、実業団の設置を目指します。また、孫と一緒に楽しむことができるスポーツとして TEQBALL の裾野を広げることも目標としています。

これらの活動を継続的かつ安定的に実施していくためには、収益基盤を確立しつつ、公益性を重視した組織運営が不可欠です。本会の目的は、営利を追求するものではなく、TEQBALL の普及と協会運営を主な目的としているため、一般法人ではなく、特定非営利活動法人として設立することが望ましいと考えています

## 2 申請に至るまでの経過

- 2019年 日本テックボール協会 京都支部として京都府内で活動開始
  - 京都府内でイベント開催を開始
  - 京都府に練習場を設置
  - 京都府に台の設置28台
  - 香川県に台の設置1台
  - 滋賀県に台の設置1台
  - 奈良県に台の設置4台
  - 大阪府に台の設置3台
- 2020年 京都府テックボール協会に名称変更
  - 西日本のテックボールイベントに参加開始
  - 大阪府でイベント参加
- 2022年 京都協会の選手が世界大会に出場
  - 愛知県でイベント参加
  - 東京都でイベント手伝い
- 2023年 代表選考会を京都でも開催開始
  - 東京都でイベント手伝い
  - 三重県でイベント参加
  - 福井県でイベント参加
  - 福岡県でイベント参加
  - 奈良県に練習場を設置
- 2024年 京都協会から2人目の選手が世界へ
  - 三重県でイベント参加
  - 滋賀県でイベント参加

大阪府でイベント参加  
奈良県でイベント参加  
2025年 大阪府でイベント参加  
奈良県でイベント参加  
世界大会inルーマニアにて  
本会所属 坂本唯那 選手が女子シングルス3位  
MIX ダブルスベスト8  
2026年 設立総会開催

2026年 1月23日

特定非営利活動法人 TEQ スポーツ

設立代表者 住所又居所

氏名 竹上 洋平

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2026年12月31日まで

特定非営利活動法人 TEQ スポーツ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	A 当該事業の実施予定日時 B 当該事業の実施予定場所 C 従事者の予定人数 D 受益対象者の範囲 E 予定人数	事業費の 予算額 (円)
テックボールの普及に関する事業	練習会の開催及び運営	A 毎週金曜日 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 練習会参加者 E 最大20名/回	0
	学生向け練習会立ち上げ	A 未定 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 練習会参加者 E 最大20名/回	40万
	ワンデイ大会等の開催	A 不定期 年6回程度 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 大会参加者 E 最大16名/回	18万
テックボール競技会等の運営に関する事業	関西リーグ開催に伴う各種運営業務	A 3回 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 4人もしくは6人 D テックボール選手 E 最大16名	9万
テックボール競技参加のすそを広げる為の事業	テックボール台の貸し出し業務	A 不定期 B 相手方の希望場所 C 1人～ D テックボール台利用希望者 E 未定	0
	他団体等開催のイベント参加	A 不定期 B 相手方の希望場所 C 1人～ D イベント参加者 E 未定	0

テックボール 関連物販売事 業	公式ボール販売	A 通年 B 法人事務所 C 1人～ D 購入希望者 E 未定	20万
地域スポーツ クラブの運営 に関する事業	テックボールチームの 立ち上げ 仮称) GRID	A 通年 B 市内施設等 C 1人～ D チーム関係者 E 未定	0
障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づく障害福祉 サービス事業	就労継続支援B型 (令和9年度公募申請予定)	—	—
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	放課後等デイサービス (令和9年度公募申請予定)	—	—
児童福祉法に 基づく放課後 児童健全育成 事業	放課後児童クラブ (令和9年度公募申請予定)	—	—
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	今年度実施予定なし	—	—

2027年度の事業計画書

2027年1月1日から 2027年12月31日まで

特定非営利活動法人 TEQ スポーツ

1 事業実施の方針

以下の事業の確実な実施

また以下の事業の計画の実行

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	A 当該事業の実施予定日時 B 当該事業の実施予定場所 C 従事者の予定人数 D 受益対象者の範囲 E 予定人数	事業費の 予算額 (円)
テックボール の普及に関する 事業	練習会の開催及び運営	A 毎週金曜日 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 練習会参加者 E 最大20名/回	0
	学生向け練習会立ち上げ	A 未定 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 練習会参加者 E 最大20名/回	40万
	ワンデイ大会等の開催	A 不定期 年6回程度 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 1人～ D 大会参加者 E 最大16名/回	18万
テックボール 競技会等の運 営に関する事 業	関西リーグ開催に伴う各種 運営業務	A 3回 B ミズノスポーツプラザ京都伏見 C 4人もしくは6人 D テックボール選手 E 最大16名	9万
テックボール 競技参加のす そのを広げる 為の事業	テックボール台の貸し出し 業務	A 不定期 B 相手方の希望場所 C 1人～ D テックボール台利用希望者 E 未定	0
	他団体等開催のイベント参 加	A 不定期 B 相手方の希望場所 C 1人～ D イベント参加者 E 未定	0

テックボール 関連物販売事 業	公式ボール販売	A 通年 B 法人事務所 C 1人～ D 購入希望者 E 未定	20万
地域スポーツ クラブの運営 に関する事業	テックボールチームの立ち 上げ 仮称) GRID	A 通年 B 市内施設等 C 1人～ D チーム関係者 E 未定	0
障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づく障害福祉 サービス事業	就労継続支援B型 (令和9年度公募申請予定)	—	—
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	放課後等デイサービス (令和9年度公募申請予定)	—	—
児童福祉法に 基づく放課後 児童健全育成 事業	放課後児童クラブ (令和9年度公募申請予定)	—	—
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	今年度実施予定なし	—	—

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から2026年12月31日まで

特定非営利活動法人TEQスポーツ  
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費 正会員 賛助会員	100000	
計		100000
2.受取寄附金 寄付	770000	
		770000
3.受取助成金等		0
4.事業収益		0
5.その他収益		
経常収益計		870000
II 経常費用		
1.事業費 (1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他経費 会場代 学生向け練習会 会場代 ワンデイ大会等 会場代 関西リーグ ボール仕入れ	400000 180000 90000 200000	
その他経費計		870000
事業費計		870000
2.管理費 (1) 人件費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
その他経費計		0
管理費計		0
経常費用計		870000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1.固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		392884
次期繰越正味財産額		392884

2027年度活動予算書  
2027年1月1日から2027年12月31日まで

特定非営利活動法人TEQスポーツ  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費 正会員 賛助会員	100000	
計		100000
2.受取寄附金 寄付	770000	
		770000
3.受取助成金等		0
4.事業収益		0
5.その他収益		
経常収益計		870000
II 経常費用		
1.事業費 (1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他経費 会場代 学生向け練習会 会場代 ワンデイ大会等 会場代 関西リーグ ボール仕入れ	400000 180000 90000 200000	
その他経費計		870000
事業費計		870000
2.管理費 (1) 人件費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
その他経費計		0
管理費計		0
経常費用計		870000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1.固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1.過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		392884
次期繰越正味財産額		392884